

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第	1	(1)	ア	(7)	項目名	質問内容	回答(案)
1	2	第1	1	(5)			基本方針2	「小規模な葬儀に対応」とありますが、貸室(貸館)業務のみで葬儀の手配、進行までは運営業務の範囲には含まれないという理解で宜しいでしょうか?	お見込みのとおりです。
2	2	第1	1	(5)			基本方針2	「小規模な葬儀に対応」とは、どの程度までの対応かご教示ください。通夜や初七日等への対応は行わずに簡易的な告別式での貸館業務と考えて宜しいでしょうか?	式場施設の利用時間内で、通夜式と告別式のみ対応することとし、主には貸館業務を想定しており、葬祭運営までは想定していません。 また、初七日等の法要への対応は行いません。
3	2	第1	1	(5)			基本方針2	「小規模な葬儀」を行う場合、専用の部屋を計画することを想定されているのでしょうか? また、小規模な葬儀に供する使用料金の徴収の有無についてお教えてください。徴収する場合、料金の想定をお教えてください。	小規模な葬儀が行える部屋の配置を想定しています。詳細は要求水準書で示します。 使用料は条例により定めます。 使用料徴収代行は運営業務の範囲となります。
4	3	第1	1	(6)	イ		大規模修繕	「維持管理・運営期間20年間」に関連し、大規模修繕は事業範囲外で宜しいでしょうか。20年では気候変化等も想定され現段で正確な大規模修繕費は図りかねます。	本事業に大規模修繕は含みません。
5	3	第1	1	(6)	イ		事業実施スケジュール	現斎場の解体時期について、新施設の供用開始以前に、現斎場の運用に支障のない範囲で既存建物を部分解体してもよろしいでしょうか。またその場合、仮設建物等で機能を補って既存施設を運用する時期が生じる提案は可能でしょうか。	新施設の供用開始まで、現斎場は直営で運営する必要があるため、建物部分の解体は認められません。なお外構部分については現斎場の運営に支障の無い範囲であれば協議とします。
6	3	第1	1	(6)	イ		事業実施スケジュール	現斎場の解体撤去の時期について、部分的に先行解体(解体した建物は仮設建物で機能を補う)する提案は可能でしょうか。	実施方針に関する質問のNo5の回答を参照ください。
7	3	第1	1	(6)	ウ	(4)	a b	※1の「事前に必要な最小限の調査等」とは具体的に何でしょうか。	市は事前に、敷地測量調査、地質調査、ダイオキシン類調査及びアスベスト調査を実施しています。 内容については、入札公告時までに示します。
8	3	第1	1	(6)	ウ	(7)	事業者の業務範囲/資金調達業務	市の計画するサービス購入費における一時金の想定額はどれくらいの想定でしょうか。	設計・建設費に関する一時金での支払いは想定していません。 支払いの詳細は入札公告時に示します。
9	3	第1	1	(6)	ウ		事業者の業務範囲	「ウ事業者の業務範囲」に「(ア)資金調達業務/a資金調達業務(主に初期投資費用)」と記載されていますが、通常の倉敷市発注工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、建設業務工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけますでしょうか。 なお、倉敷市では近年、DBO工事、DB工事を複数ご発注いただいておりますが、いずれも工事部分の前払金支出は「有」となっており、今回工事も同様の支払条件をお願いするものです。 また、地元建設企業にとっては、初期投資の多くを占める建設工事代金について、前払金の支出条件の有無が応募に影響を与える要素もあると思われま。	従来工事やDBO方式であれば、工事費に対して、前払い金を支払うことは多々ありますが、PFI方式の場合は、市はSPCへサービス購入料を支払い、SPCが工事発注者となるため、工事費の直接支払者はSPCになります。 本事業はPFI事業であるため、市からの建設工事代金の前払は想定していません。
10	3	第1	1	(6)	ウ		事業者の業務範囲	条例で定める霊柩車の使用及び葬祭用品の使用に関連する一連の業務(使用料金の徴収から実際の業務まで)は本業務に含まれないと理解して宜しいでしょうか?	入札公告時までに示します。
11	3・4	第1	1	(6)	ウ		事業者の業務範囲	(イ)調査業務にa用地測量業務※1、b地質調査業務※1(※1:事前に必要な最小限の調査等を市で行うが、事業者は別途必要に応じて測量・地質調査を行うこととする)とありますが、これは2018年11月の敷地測量調査、2019年1月の地質調査をそれぞれ委託した業務のことを指すのでしょうか、それともこれから行うということでしょうか。また調査業務の成果提示時期もあわせてご回答願います。	実施方針に関する質問のNo7の回答を参照ください。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第	1	(1)	ア	(7)	項目名	質問内容	回答(案)
12	4	第1	1	(6)	ウ	c		施設整備に係る各種許認可(確認申請や構造計算適合性判定等)の申請費用は事業者の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	4	第1	1	(6)	ウ	(カ)	解体業務	基本計画40ページでは供養棟を整備することとなっていますが、現在の霊灰塔を解体してあらたに供養塔を設ける必要があるのでしょうか？	耐用年数を勘案し、点検及び必要な修繕を実施の上、他の新設棟と同じ期間供用可能であり、かつ、基本計画に記載の通り、作業場内の残骨灰置場から過度に遠くなく、作業に支障がないならば現在の霊灰塔を活用する提案も可とします。
14	4	第1	1	(6)	ウ	(キ)	建物・設備維持管理業務	大規模修繕の考え方をご教示下さい。	大規模修繕の具体的な定義については、要求水準書で示します。なお、本事業範囲に大規模修繕は含みません。
15	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	火葬炉運營業務	肢体の一部分や産汚物その他の汚物の火葬も本事業に含まれるのでしょうか？含まれる場合は、過去3年間のそれらの火葬の実績(月別件数、1回当たりの重量、ご利用者(医療機関等))についてご教示ください。	現施設では、肢体の一部、産汚物及びその他汚物についての火葬を行っており、本事業にも含まれます。統計データについては、開示が可能な範囲で入札公告時までに示します。
16	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	残骨灰及び集じん灰の管理業務	現斎場における残骨灰及び集じん灰の処理業者の選定方法、及び搬出、最終処分の方法についてご教示ください。	入札公告時までに示します。
17	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	予約受付業務	現在の予約受付の方法をご教示ください。	本事業の予約受付方法については、入札公告時に示す要求水準書を確認してください。
18	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	予約受付業務	現在の予約できる時間帯と件数を、以下のようにご教示ください。 (例：9時～×2件、9時30分～×3件、・・・合計○件)	入札公告時に示します。
19	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	予約受付業務	過去5年における予約時間毎の火葬実績をご教示ください。また、1日毎の火葬件数もご教示ください。	予約時間毎の火葬実績は集計していません。平成24年度以降の月間の火葬実績を入札公告時までに示します。
20	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	利用者受付業務	斎場使用許可証の交付は市の窓口で行うのでしょうか？それとも事業者が行うのでしょうか？	現在、火葬許可証の交付と火葬使用料の徴収を市の窓口で行っています。これらの事務は、将来的な行政事務の見直しにより、各斎場に事務を移すことは可能性としてはありますが、現段階では事業範囲に含みません。
21	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	待合室提供業務	新斎場でも待合室の使用料金は有料となるのでしょうか？	待合室の使用料は無料とすることを検討しています。
22	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	自販機等運營業務	売店や軽食の提供は想定されていないと理解してよろしいでしょうか？	市としては想定していませんが、事業者の提案に委ねます。
23	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)	警備業務	人的警備については、警備業法で規定する警備員でなく、常駐する運営職員が定期巡回して、施設の防犯を管理することで対応してよろしいでしょうか？	要求水準の内容を満たし、かつ、利用者の利用に影響がない範囲であれば、可能とします。
24	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)g	事業者の業務範囲	自販機等運營業務とありますが、物販等については自販機のみで弁当販売や食事の提供なども含めた有人売店形式は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問のNo22の回答を参照ください。
25	4	第1	1	(6)	ウ	(ク)g	事業者の業務範囲	自販機等運營業務とありますが、施設内でのアルコール提供について貴市のお考えをお示しください。	アルコールの販売は想定していません。
26	5	第1	1	(6)	エ	(イ)	自販機等による収入	自販機のほか売店やコインロッカー等の収入に関しても事業者の収入との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
27	3	第1	1	(6)			事業の内容	要求水準書(案)の公表を早い段階に実施していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
28	5	第1	1	(7)	ア	3)	建築基準法	「建築基準法」における定期報告制度の対象となる特定建築物に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	計画案を提示し、関係機関との協議により判断してください。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第	1	(1)	ア	(7)	項目名	質問内容	回答(案)
29	5	第1	1	(7)	ア	3)	建築基準法	建築基準法第12条に定める建築設備点検・防火設備点検・特殊建築物定期調査は必要と考えてますでしょうか？	計画案を提示し、関係機関との協議により判断してください。
30	5	第1	1	(7)	ア	24)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物に該当するでしょうか？	実施方針に関する質問No28の回答を参照ください。
31	5	第1	1	(7)	ア		適用法令等	倉敷市葬祭条例及び倉敷市葬祭条例施行規則は該当しないのでしょうか？ 施設の開場時間や休場日は条例に準ずるもので、事業者側の提案で変更できないことを確認するための質問です。	倉敷市葬祭条例及び倉敷市葬祭条例施行規則は該当します。 開場時間や休場日は提案により変更できません。
32	5	第1	1	(7)			法令等の順守	法令等の遵守とはアの適用法令等について、イについては要求水準と照合の上適宜参考にするとの理解でよろしいでしょうか。	イについては、基準や条例については、準拠とし、研究図書等は参考としてください。
33	9	第2	1				事業者の募集及び選定方法	万一、応募グループが一つとなった場合でも入札は成立するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
34	9	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール(想定)	入札予定価格については、令和2年4月中旬の「入札公告及び入札説明書等の公表」時に公表されるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	9	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール(想定)	「入札公告及び入札説明書等の公表」から「入札説明書等に関する質問(第1回)受付締切」までの期間について、1ヶ月程度いただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
36	9	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール(想定)	入札書及び提案書類の受付(8月中旬)から落札者の決定及び公表(10月)までの間にプレゼンテーション・ヒアリング等の審査はございますでしょうか。	プレゼンテーション・ヒアリング等の審査を予定しています。
37	9	第2	2	(1)			事業者の募集・選定スケジュール	対面対話の実施と第2回目の質議回答公表から、入札書及び提案書類の受付までの間をもう少し長い期間の調整いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
38	10	第2	2	(2)	ウ		現地見学の実施	動物火葬棟及び動物火葬炉の見学は可能でしょうか。ご教示お願いいたします。	施設見学時に対応します。
39	10	第2	2	(2)	ウ		現地見学の実施	動物火葬棟及び動物火葬炉の見学は可能でしょうか。ご教示お願いいたします。	実施方針に関する質問のNo38の回答を参照ください。
40	11	第2	2	(2)	コ		入札公告	「令和2年4月に入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案))を公表する。」とありますが要求水準書だけでもなるべく早く公表して頂けないでしょうか。計画・提案の水準を上げるため、少しでも検討期間を増やして頂けるとありがたいです。	ご意見として承ります。
41	12	第2	3	(2)			入札参加者の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務等で構成員若しくは協力企業として入札参加する場合の参加資格要件についてご教示ください。	その他企業については、全ての企業に必要な要件について満たしてください。
42	12	第2	3	(2)	エ	(4)	入札参加資格の登録	現在、令和2年度の参加資格申請中です。資格登録は参加資格判定日に間に合いますか。	現在手続き中であれば、参加資格判定日に資格登録は可能と考えます。
43	13	第2	3	(2)	ケ		運営企業の要件	1者で参加する場合は(7)のみを満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	15	第2	4	(1)			選定委員会	選定委員会の委員の氏名、職種は開示予定でしょうか？開示予定の場合、募集・選定スケジュールのどの段階で公表されますか？	入札公告時に示します。
45	15	第2	4					応募グループが1者のみの場合は、落札者決定はなされるのでしょうか？	入札公告時に示します。
46	15	第2	3	(6)			SPCの設立	ア 落札者は、本事業を実施するために、仮契約締結までに会社法に定める株式会社として、SPCを市内において設立するものとする。とありますが、SPCは整備敷地内の余剰地に設立可能でしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第	1	(1)	ア	(7)	項目名	質問内容	回答(案)
47	16	第2	4	(2)	オ		著作権	「市へは、提案書類～を無償で使用できる」は著作者と事前協議の上での使用と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	18	第4	1	-			敷地条件	「都市計画決定 あり」と記載あります。都市計画決定時の範囲、決定時の整備条件があればお知らせください。また、本事業を行う設計企業等は都市計画決定に関わる支援等の業務は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	都市計画決定に関する資料は、入札公告時に示します。後段の質問について、すでに都市計画決定済みのため支援等の業務は発生しません。
49	18	第4	2	※2			規模及び機能	「※2 動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定している。」とあります。評価の公平性の観点から、本事業における運営・維持管理面など、既設動物炉との連携に関する提案は、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	加点対象にはなりません。既存動物炉は、本事業の範囲外であるため、連携に関する提案については、評価の対象としません。
50	18	第4	2	※2			規模及び機能	「※2 動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定している。」とあります。評価の公平性の観点から、本事業における運営・維持管理面など、既設動物炉との連携に関する提案は、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。ご教示お願いいたします。	実施方針に関する質問のNo49の回答を参照ください。
51	18	第4	2	※2			規模及び機能	「※2 動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定している。」とありますが、本事業運営における受付や案内等において業務連携することに関する提案は、加点対象となるのでしょうか。	実施方針に関する質問のNo49の回答を参照ください。
52	18	第4	2	※2			動物炉	動物炉の維持管理について、他の事業者が行うと考えてよろしいでしょうか。また、運営についてはどのようにお考えでしょうか。	動物炉の維持管理のうち、修繕については、市が直営で行います。(現動物炉設置企業への修繕委託など)それ以外の施設管理(運営、受付等)については、本PFI事業の落札事業者に別途指定管理者として指定することを検討中です。
53	18	第4	2	※2			動物炉	動物炉の運営について他の事業者が行う場合、新設の斎場施設内に動物炉関係者用のスペース(受付や待機所)を用意する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	18	第4	2	※2			ペット火葬業務	本事業の範囲外とありますが、慰霊碑に参拝に来られる方などの案内や問い合わせ、案内表示等も含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	18	第4	2				規模及び機能	火葬炉数(動物炉2基)※2(※2 動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定している)とありますが、これは提案によって変動するとの理解で宜しいでしょうか。また整備する場合、審査の加点対象となる予定でしょうか。ご回答願います。	動物炉についての検討は、本事業の対象外です。後段については、実施方針に関する質問のNo.49の回答を参照ください。
56	18	第4	2				規模及び機能	※2にて「動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする」と記載がございますが、動物炉2基の建設(設置)も本事業の対象外という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	18	第4	2				規模及び機能	【動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。】と記載があるため、動物炉を含めた提案を行った場合は、本事業の範囲外の提案であり、加点対象にならないと考えればよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問のNo49の回答を参照ください。
58	18	第4	2				規模及び機能	延床面積は、下限4,000㎡上限5,000㎡の範囲で事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	第	1	(1)	ア	(7)	項目名	質問内容	回答(案)
59	18	第4	2				規模及び機能	待合部門の「待合ホール」の要求面積、「待合室」要求部屋数、要求面積をご教授下さい。	入札公告時まで示します。
60	18	第4	3				解体の対象となる既存施設	解体の対象となる既存施設の図面は開示していただけるのでしょうか。	入札公告時に示します。
61	18	第4	3				解体の対象となる既存施設	既存施設（一部分も含む）を先行して解体することは可能でしょうか？ご教授下さい。	実施方針に関する質問のNo. 5の回答を参照ください。
62	19	第4	3				解体の対象となる既存施設	施設内容（汚物炉1基）とありますが、解体工事は建設企業の業務範囲で宜しいでしょうか。また、新斎場への汚物炉設置は提案内容によって変動するとの理解でしょうか。ご回答願います。	解体工事は、建設企業の業務範囲となります。現施設では、肢体の一部、産汚物及びその他汚物については、人体炉にて火葬しており、汚物炉の設置は想定していません。
63	25	別紙1	事業スキーム図					「火葬使用料」は施設利用者が直接貴市へ支払われるという理解で良いでしょうか。また「その他使用料」とは貸待合室のことを言うのでしょうか。「その他使用料」についてはSPCが一旦代行徴収し、貴市に収めるという理解で良いでしょうか。	実施方針に関する質問のNo20の回答を参照ください。待合室使用料についてはNo21の回答をご参照ください。「その他使用料」とは、火葬使用料以外の使用料となります。代行徴収については、お見込みのとおりです。
64	28	別紙4	共通	法制度リスク			リスクの内容	「本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更」とありますが、「特別に影響を及ぼす」とはどのような制度を想定されているのでしょうか。	例えば、「排ガスの排出基準値が新たに設定される」などが想定されます。
65	30	別紙4	その他	終了時の施設性能リスク			リスクの内容	「事業終了時における施設の性能確保」が事業者負担となっておりますが、性能確保について経年劣化は除かれると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	30	別紙4					リスク分担表(案)	利用者同士のトラブルによる事業リスク、事業者の故意による施設損傷リスクは事業者の責めに帰すものではないため、事業者リスクから除外の検討をお願いします。	「不可抗力リスク」のリスク負担については、リスク分担表(案)のとおりとします。リスク分担の詳細については、入札公告時に示します。
67							開発的な業務	開発的な業務（造成、公共道路的な整備、その他土木専門設計）は発生しないと考えるよろしいでしょうか。	事業者の提案内容にもよりますが、原則、開発的な業務は発生しないものと想定しています。
68							事業予算の内訳の明示	サービス購入に係る項目ごとの事業予算（各種調査費用、設計費用、申請費用、建設費用、維持管理費用、その他）はご提示頂けると考えるよろしいでしょうか。	サービス購入に係る項目ごとの事業予算の内訳の提示は予定していません。
69							用語の定義	建設企業は火葬炉を除く本施設の建設業務及び解体業務を行うとありますが、新斎場完成後の火葬炉14基の解体業務はどの企業が担当するのでしょうか。火葬炉企業の設置業務の範囲なのか、その他企業が担当するのか。解釈の違いがあるかもしれませんのでご教示願います。	既存施設の解体業務については、建設企業の業務範囲となります。